準日までに元請として完成・引渡が完了した海外施工実績のうち、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度において認定された工事が上記⑸の同種工事の施工実績を有していること。

ただし、配置予定技術者として満40歳以下の若手技術者を配置し、かつ平成23年４月１日以降、審査基準日までに上記⑸に掲げる同種工事の経験を有する専任補助者を配置する場合に限り、配置する若手技術者に求める平成23年４月１日以降、審査基準日までに完成・引き渡しが完了した同種工事実績は以下のとおりとする。

㋐　コンクリート舗装工事の施工実績

なお、平成23年４月１日以降、審査基準日までに産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第２条第１号に規定する休業）、介護休業（同条第２号に規定する休業）（以下「産休育休等」という。）を取得した場合は、産休育休等期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができる。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上（地域維持型ＪＶの構成員としての実績は出資比率が10％以上）であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

事業協同組合及び協業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。

経常ＪＶにあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

また、当該実績の発注機関がＣＯＲＩＮＳに登録を義務付けている場合は、ＣＯＲＩＮＳに登録されていなければ、実績として認めない。

４）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び有効な監理技術者講習修了を有する者であること。

５）本工事は、建設業法第26条第３項第２号の規定の適用を受ける監理技術者（専任特例２号）の配置は認めない。

６）配置予定技術者に加え、専任補助者を配置する場合は、当該工事に専任で配置できること。なお、専任補助者は、上記１）～４）に掲げる基準を満たすこと。

また、本工事において入札期限までに申請できる専任補助者は１名とする。

⑻　申請書の提出期限の日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体の場合は各構成員をいう。以下同じ。）、又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

⑾　本工事に事業協同組合又は協業組合として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。

３　総合評価に関する事項

⑴　本工事の総合評価における評価項目及び評価の着目点は、次のとおりとする。

以下、技術提案（具体的な施工計画）とは、標準案と一部又は全て異なる施工方法で施工することをいい、標準案とは、入札説明書（添付図面等を含む。）の設計図面及び仕様等に示した施工方法にしたがって施工することをいう。

１）施工体制（施工体制評価点）

①　品質確保の実効性　「工事の品質確保のための適切な施工体制」について着目し評価する。

②　施工体制確保の確実性　「工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料の確保等の適切な施工体制」について着目し評価する。

２）技術提案（具体的な施工計画）（加算点）

①　連続鉄筋コンクリート舗装に係る品質・耐久性向上に関する施工計画　トンネル舗装は、走行安全性や視認性を長期にわたり確保し、路盤や路床を確実に保護する非常に重要な役割をもつ構造物である。そのため、狭隘かつ暗所での施工条件や、地下水等の影響を受ける施工時の状態を考慮したうえで、所要の品質が確保されるように適切に施工する必要があるため、「連続鉄筋コンクリート舗装に係る品質・耐久性向上に関する施工計画」を評価項目とする。

○連続鉄筋コンクリート舗装の平坦性向上は、走行性が向上するほか、平滑路面となるため、タイヤからの一時的な荷重集中や舗装面の摩擦などが少なくなることで耐久性に大きな影響を及ぼすことから、十分留意する必要がある。

○連続鉄筋コンクリート舗装は、その特性上、微細なひび割れを許容するものであるが、有害なひび割れにより耐久性に大きな影響を及ぼすことから、十分留意する必要がある。

②　連続鉄筋コンクリート舗装における生産性向上に関する施工計画　昨今の社会情勢や技術者不足が懸念される建設業界の実情に鑑み、建設現場におけるイノベーションの推進や生産性向上を図る必要がある。

本工事は、コンクリート舗装工の生産性向上を図るための施工について技術提案を求め、「連続鉄筋コンクリート舗装における生産性向上に関する施工計画」を評価項目とする。

○本工事では、連続鉄筋コンクリート舗装の工程管理についてＩＣＴや新技術を活用した省人化・省力化手法を求める。

○本工事では、連続鉄筋コンクリート舗装の出来形管理についてＩＣＴや新技術を活用した省人化・省力化手法を求める。

３）ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価（加算点）　次に掲げるいずれかの認定を受けている企業を評価する。

・女性活躍推進法に基づく認定（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業）

・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和７年４月１日以後の基準）・くるみん（令和４年４月１日～令和７年３月31日までの基準）・トライくるみん（令和７年４月１日以後の基準）・くるみん（平成29年４月１日～令和４年３月31日までの基準）・トライくるみん（令和４年４月１日～令和７年３月31日までの基準）・くるみん（平成29年３月31日までの基準）認定企業）

・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）

４）賃上げの実施に関する評価（加算点）

①　従業員への賃金引上げ計画の表明　大企業においては給与等受給者一人あたりの平均受給額を３％以上、中小企業等は給与総額又は給与等受給者一人当たりの平均受給額を1.5％以上、対前年度比又は対前年比で増加することを表明している場合について評価する。

５）賃上げ未達成による減点　公告日時点で、減点措置の通知を１年未満の間に受けている者については、３⑴４）の評価の加算点よりも大きな減点を行う。

ただし、以下の例に示すような、天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった者については、減点措置を課さないこととする。

㋐　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成８年法律第85号）第２条第１項の規定に基づき指定された特定非常災害であって、同法に基づく特別措置の適用対象となる地域に主たる事業所が所在する企業については特別措置が適用される期間は減点措置を課さないこととする。

㋑　各種経済指標の動向等を踏まえ、平成20年のいわゆる「リーマンショック」と同程度の経済状況と認められる場合においては、全国において減点措置を課さないこととする。